

# 「環境に優しい自動車整備事業場等表彰」

(グリーン顕彰モデル工場)

## 募 集

平成29年度も、自動車関連7団体で構成している「広島県使用済み自動車等環境保全推進協議会」(以下、協議会)では、循環型社会の形成及び二酸化炭素排出量の削減促進を実現するため、自動車リサイクル法の遵守及びフロンの適正処理、リサイクル部品等の使用促進、産業廃棄物の処理委託に伴うマニフェストの確実な交付等の環境志向型事業の促進を図ることを目的として、環境保全対策に積極的に取り組み、他の模範として推奨すべき業績のあった自動車関係事業者を、広島運輸支局長表彰候補事業場として推薦することといたしました。

表彰を希望される事業場においては、別紙1「グリーン顕彰モデル事業場申込書」並びに別紙2「環境保全対策実施状況点検表」に記入し、指導課までお申込ください。

### (表彰推薦候補事業場資格)

自動車分解整備事業者として環境保全対策への取り組みが積極的かつ適切に図られ、環境保全対策への貢献が顕著であり他の事業場の模範となるもの。

### (表彰の基準)

表彰の対象となる事業場は、広島県使用済み自動車等環境保全推進協議会から推薦のあったもののうち、次の各号の要件を有するものから選考するものとする。

(1) 環境保全対策への取り組みが積極的かつ特に優良であり、環境保全対策について他の事業場の模範となっていると認められるもの。

※「環境保全対策優良事業場環境基準」に適合していること。

(2) 関係法令等の遵守状況が良好であると認められるもの。

※表彰日の過去1年間において、その事業に関係する法令違反、又は法令違反に係る処分を受けていないこと。

### (審査期間)

審査期間は、毎年事業活動期間内における連続した3ヶ月とする。ただし、CO<sub>2</sub>排出量の把握については、毎年4月から翌年3月までの1年間とする。

### (申込方法)

(1) 申込書類及び申請料金

①グリーン顕彰モデル事業場申込書

②環境保全対策実施状況点検表

③申請料金 5,000円(協議会の推薦が決定した時点で徴収いたします。)

(2) 申込先

一般社団法人広島県自動車整備振興会 指導課 Tel082-231-9201  
一般社団法人広島県自動車整備振興会 福山支所 指導課 Tel084-933-4194

(申込書提出期限)

平成29年 4月14日(金曜日)

(表彰までの流れ)

①申込書の提出

「グリーン顕彰モデル事業場申込書」及び「環境に優しい自動車整備事業場等実施状況点検表」に記入し、振興会指導課内「協議会」へ提出する。

②協議会による確認

申込書と点検表の記載内容を確認のうえ、現地を訪問し実施状況を確認する。

③協議会による推薦

推薦が決定した事業場は、「使用済み自動車等環境保全優良事業場表彰申請書」「使用済み自動車等環境保全実施状況申告書」「事業場概況調書」を協議会事務局に提出する。

④広島運輸支局による審査

⑤表彰(11月初旬表彰式予定)

平成 年 月 日

## グリーン顕彰モデル事業場申込書

事業者の氏名

又は名称

印

住 所

環境に優しい自動車整備事業場等として表彰を受けたいので申し込みます。

事業者の氏名又は名称	
事業者の住所	
事業場の名称	
事業場の住所	
業 種	
所属団体名 <input type="checkbox"/> に丸印を入れてください。 (該当する団体全て記入して下さい。)	<input type="checkbox"/> 一般社団法人広島県自動車整備振興会 <input type="checkbox"/> 一般社団法人日本自動車販売協会連合会広島県支部 <input type="checkbox"/> 広島県中古自動車販売商工組合 <input type="checkbox"/> 広島県軽自動車協会 <input type="checkbox"/> 広島県自動車車体整備協同組合 <input type="checkbox"/> 広島県自動車電装品整備協同組合 <input type="checkbox"/> 広島県タイヤ商工協同組合
功 績 の 概 要	※環境対策への貢献が顕著である。
功 績 の 内 容	※別添「環境保全対策実施状況点検表」のとおり
備 考	

環境保全対策実施状況点検表

点検年月日	平成 年 月 日 ( )		
事業場名			
所在地			
認証番号	H-	TEL	
		FAX	
点検担当者			

区分	項目	点検結果		備考
		適	否	
総則	①環境問題、公害問題に積極的に取り組んでいる	適	否	
	②関係法令に違反がなく、近隣からの苦情等がないこと	無	有	
使用済み自動車の処理	①電子マニフェストを利用し、適正な報告をしている	適	否	
	②引取業者として具体的な実務ができています	適	否	
	③自動車リサイクル法への対応ができています	適	否	
廃棄部品等の処理	①収集運搬処理業者、中間処理業者と契約している	適	否	
	②マニフェストを交付し適正に処理している (交付台帳による管理)	適	否	
	③産業廃棄物の分別し保管している ・保管場所は有害物質の流出防止対策が施されている ・保管場所にはその旨の明示、責任者、廃棄物の種類の掲示がある	適	否	
	④廃タイヤを適正回収ルート等で処理している	適	否	
	⑤廃バッテリーを適正回収ルート等で処理している	適	否	
	⑥廃塗料を適正回収ルート等で処理している	適	否	
	⑦廃塗料からのシンナー除去装置を保有している	適	否	

区分	項目	点検結果		備考
		有 届出有	無 届出無	
環境保全の向上	①自動洗車機等を設置している 設置の場合、県及び下水道管理者に届出をしている	有 届出有	無 届出無	
	②出力7.5kw（一部地域、3.75kw）以上のコンプレッサーを 設置している 設置している場合、県に届出している	有 届出有	無 届出無	
	③塗装ブースを設置している 設置の場合、届出している 設置の場合、集塵装置を設置している	有 届出有 設置有	無 届出無 設置無	
	④作業場等にオイル、L.L.C等がこぼれる等による土壌汚染 はない	無	有	
	⑤ゴミ箱、廃棄物保管場所には、水質汚濁、土壌汚染の原因 となる廃棄物が溢れていない	無	有	
	⑥フロンの適正な回収に取り組んでいる	適	否	
	⑦敷地内に廃棄物、廃車、廃タイヤ等の放置がない	適	否	
	⑧敷地内の整理整頓等を定期的実施している	適	否	
	⑨浄化槽（油水分離槽を含む）の清掃を定期的実施している	適	否	
	⑩汚泥処理について収集運搬業者と委託契約をしている また、マニフェストを交付して適正に管理している	適	否	
	⑪一般廃棄物を適正に処理している	適	否	
	⑫破棄物を焼却する場合は、適正な焼却施設でおこなっている	適	否	
リサイクル部品の活用	①リサイクル部品の情報を使用者に提供し、当該部品の使用 状況を把握している	適	否	
	②リサイクル部品取扱工場の案内掲示がある	有	無	
	③リサイクル部品の入手ルートを確認している	適	否	
	④リサイクル部品について保証期間を明示している	適	否	
	⑤リサイクル部品を積極的に使用し、当該部品の使用状況を 把握している	適	否	
CO2排出量の削減	①CO2排出量の把握をしている	適	否	
	②CO2排出量の削減に繋がる取組みを行っている	適	否	
	③CO2排出量の削減に効果のある点検整備についての広 報をしている。	適	否	

## 環境保全対策優良事業場環境基準

区分	項目	基準（チェックポイント）
総則	① 環境問題等に積極的に取り組み、循環型社会の形成に寄与していますか。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境問題、公害問題に積極的に取り組んでいること。</li> <li>2 事業に係る法令違反がなく、また、路上駐車などを含め近隣からの苦情等がないこと。</li> </ol>
使用済み自動車の処理	① 電子マニフェストを利用し、適正な報告をしていますか。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 引取業者として、地方自治体等に登録をしている。</li> <li>2 自動車リサイクルシステムに登録し、電子マニフェストにより、引取報告（引き取った日から5日以内）、引渡報告（引取報告日から30日以内、引き渡した日から5日以内、）を適正に行っている。</li> </ol>
	② 引取業者としての具体的な実務ができていますか。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実車を見て、カーエアコン、エアバック類の装備の有無を確認していること。</li> <li>2 自動車リサイクルシステムにアクセスした後、車検証などを参照に、引取車両の装備状況の確認並びにリサイクル料金の預託状況を確認していること。</li> <li>3 リサイクル券[B券]に必要事項を記入し、最終所有者に渡していること。</li> <li>4 フロン類回収業者への引渡しが行われていること。</li> </ol>
	③ 自動車リサイクル法への対応ができていますか。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 フロン回収を行なう場合はフロン回収機を備え、地方自治体等にフロン回収業の登録をしていること。同様に部品取りを行なう場合は解体業（県等）の許可を受け、自動車リサイクル法に定める業務を適切に行っていること。</li> </ol>
廃棄物の処理	① 収集運搬業者、中間処理業者と契約していますか。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき収集運搬処理業者、中間処理業者との委託契約ができています。</li> <li>2 行政の許可証の内容（廃棄物の種類、事業区分、処理能力、許可条件、有効期間）</li> </ol>

廃棄部品の処理	② マニフェストを交付し適正処理していますか。	金属類、廃プラスチック、廃ガラス、廃油、LLC等の処理についてマニフェストを交付している。
	③ 産業廃棄物を分別し保管していますか。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業廃棄物を種類ごとに分別し保管している。</li> <li>2 保管場所は次の要件を備えること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周囲に囲いが設けてあり、コンクリート等により地下浸透防止対策をしている。</li> <li>・ 屋根等を取り付け雨水対策をしている。</li> <li>・ 保管場所には廃部品等の置場である旨を明示し、かつ、保管責任者及び産業廃棄物の種類を掲示している。</li> </ul> </li> </ol>
	④ 廃タイヤを適正回収ルート等で処理していますか。	タイヤ販売店等で構成する適正回収ルートで処理している。又はマニフェストを使用して適正に処理している。
	⑤ 廃バッテリーを適正回収ルートで処理していますか。	自動車電装品販売店で構成する適正回収ルートで処理している。又はマニフェストを使用して適正に処理している。
	⑥ 廃塗料を適正回収ルートで処理していますか。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 塗料からシンナーを取り除く装置を保有している。</li> <li>2 マニフェストを使用して適正に処理している。</li> </ol>
	環境保全の向上	① 自動洗濯機の設置届出をしていますか。
② 騒音・振動についてコンプレッサー等の設置届出をしていますか。		騒音規制法、振動規制法、県又は市の条例に従い届出している。 なお、コンプレッサーの定格出力が7.5kw(一部地域、3.75kw)以上のものに限る。
③ 塗装ブースの設置届出をしていますか。		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働安全衛生法に従い有機溶剤設備設置届出をしている。</li> <li>2 集塵装置等が設置されている。</li> </ol>

環境保全の向上

④ 作業場や駐車場等にオイルや LLC 等がこぼれていませんか。	作業場や駐車場等に土壌汚染の原因となるオイルや LLC 等がこぼれていない。
⑤ ゴミ箱や廃棄物置場は廃棄物が溢れていませんか。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ゴミ箱や廃棄物置場は水質汚濁や土壌汚染の原因となる廃棄物が溢れていない。</li> <li>2 廃棄物は定期的に処分し大量に保管していない。</li> </ol>
⑥ フロンの適正な回収に取り組んでいますか。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 カーエアコンなどの修理を行なう際は、フロン回収機を備え、フロンの回収を行っていること。</li> <li>2 使用者にフロンの適正処理に関する情報を提供していること。</li> </ol>
⑦ 敷地内に廃棄物、廃車、廃タイヤ等が放置されていませんか。	廃棄物は所定の場所に保管している。
⑧ 敷地内（作業場、ショールーム、事務所）の整理整頓、雑草の除去を定期的に行っていますか。	作業場、ショールーム、事務所の整理整頓、雑草の除去を定期的に行い環境美化に努めている。
⑨ 浄化槽（油水分離槽を含む）の清掃を定期的に行っていますか。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浄化槽等の清掃を定期的に行ってオイル等の流失防止に努めている。</li> <li>2 オイルの流出がない。</li> </ol>
⑩ 汚泥の処理についてマニフェストを交付し適正に管理していますか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき収集運搬業者と個別に委託契約している。行政の許可証の内容（廃棄物の種類、事業区分、処理能力、許可条件、有効期間）
⑪ 一般廃棄物を適正に処理していますか。	事務所から排出されるゴミを分別して排出している。



	⑫ 廃棄物を焼却していませんか。	ダイオキシンの原因となる廃棄物を焼却していない。
リ サ イ ク ル 部 品 の 活 用	① リサイクル部品情報提供をお客に行い、当該部品の活用を促進していますか。	1 整備の依頼を受けた時に、リサイクル部品の使用も可能な旨の情報提供をしている。 2 リサイクル部品について、当該部品の活用を促進している。
	② リサイクル部品取扱工場の案内掲示を行っていますか。	1 フロント等にリサイクル部品取扱が可能な旨の表示をしている。 2 リサイクル部品（現物、カタログ等）を例示している。
	③ リサイクル部品入手先の確保をしていますか。	1 リサイクル部品の入手が可能な部品販売店を確保している。 2 リサイクル部品の入手先を掲示している。
	④ リサイクル部品の保証期間を明示していますか。	1 リビルト部品には保証期間を明示している。（請求書、掲示等による。） 2 リユース部品の場合は、部品の保証について何らかの説明をしている。
	⑤ リサイクル部品を積極的に使用し、当該部品の使用状況を把握していますか。	1 ユーザー等からのリサイクル部品使用の依頼に積極的に対応している。 2 リサイクル部品について、使用状況の把握を行っている。

C O 2 排 出 量 の 削 減	① CO2排出量の把握 をしていますか。	1 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」という。）の環境家計簿を活用し、CO2排出量を把握している。ただし、日整連の環境家計簿を活用できない場合は、同様のシステム等によって把握してもよい。
	② CO2排出量の削減 に繋がる取組みをして いますか。	1 エアコンプレッサーの圧縮エア漏れの防止体制を整えている。 2 洗車時の節水の実行体制を整えている。 3 温水洗車機の灯油の使用量の削減体制を整えている。 4 適切な室温の設定、管理体制を整えている。 5 照明電力の削減の実施体制を整えている。 6 省エネ機器の活用体制を整えている。 7 不要な電源オフの実行体制を整えている。 8 待機電力の削減体制を整えている。
	③ CO2排出量の削減 に効果のある点検整備 についての広報をして いますか。	1 ポスターの掲示、チラシの配布を行っている。